

別記1 登録の基準

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある林業経営者	育成経営体	
1-(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産等に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	生産量増加の目標又は生産性向上の目標を有すること。	同左	<p>・現在の生産量の大小や現在の生産性の高低は問わない。</p> <p>【一定の割合】 5年間で約2割又は3年間で約1割</p> <p>【一定の水準】 生産量 5,000 m<sup>3</sup>/年、主伐生産性 11 m<sup>3</sup>/人日、間伐生産性 8 m<sup>3</sup>/人日</p> <p>ただし、造林・保育を行っている場合は造林・保育の目標を有していること。</p>
1-(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <p>②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</p>	取組事項のいずれかに取り組んでいること。又は今後1年以内に取り組むこと。	取組事項のいずれかに取り組んでいること。又は今後取り組む意向を表明していること。	
1-(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいること。	取り組んでいること。又は今後1年以内に取り組むこと。	取り組んでいること。又は今後取り組む意向を表明していること。	例：伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等。(具体内容を記述)
1-(4) 主伐後の再造林の確保	<p>①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制<sup>*1</sup>を有すること。</p> <p>②主伐後に適切な更新<sup>*2</sup>を行うこと。</p> <p>ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んで</p>	取組事項の両方に取り組んでいること。	取組事項の両方に取り組んでいること。又は、今後1年以内に取り組む意向を表明していること。	<p>※1 主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>※2 市町村森林整備計画等を踏まえつつ、『山形県における皆</p>

	いること。			伐・更新施業の手引き』(H30. 3. 28 林振第 1285 号林業振興課長通知)を遵守すること。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。
1-(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	素材生産又は造林・保育に関して事業実績を有すること、又は所属する現場作業員の現場従事実績等を有すること。	事業実績、現場従事実績 3 年以上。 <sup>※3</sup> 又は今後 1 年以内に事業実績等 3 年以上を満たすこと。	事業実績 1 年以上	※3 「3 年以上」は連続していることを要さない。「3 年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で 2 年間の課程を修了し、かつ 1 年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。
1-(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等 <sup>※4</sup> を行っていること。	策定していること。	策定していること。又は今後 1 年以内に策定する意向を表明していること。	※4 民間事業者が専門家の指導等を受けつつ、個別に行動規範を策定することのほか、「伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン」(H30. 3. 28 林振第 1285 号林業振興課長通知)の遵守を約束することを含む。
1-(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	①林業労働力の確保の促進に関する法律第 4 条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組 <sup>※5</sup> を行っていること。 ②現場作業職員等 <sup>※6</sup> に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ③労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 ④以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。 ・健康保険法第 48 条の規定による届出 ・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出	取組事項の全てを満たしていること。又は今後 1 年以内に取り組みすること。	取組事項の全てに取り組みする意向を表明していること。	※5 ・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休 2 日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善等 ・リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策等 ※6 事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。

	・雇用保険法第7条の規定による届出			
1-(8) コンプライアンスの確保	<p>①業務に関連して法令に違反し、代表役員等<sup>※7</sup>や一般役員等<sup>※8</sup>が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④1-(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者<sup>※9</sup></p>	取組事項のいずれにも該当しないこと。	同左	<p>※7 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※8 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※9 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等を指す。</p>
1-(9) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	設置していること。	—	
2 経理的な基礎	<p>①直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である<sup>※10</sup>こと。</p> <p>②経営管理実施権の設定</p>	取組事項の両方を満たしていること。	—	<p>※10 具体的には以下のような状態を指すものとする。</p> <p>・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算</p>

	<p>を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること</p>		<p>書上の減価償却費の額を加えて得た額) が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。</li> <li>・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</li> </ul>
--	------------------------------------	--	---